

京都市告示第 323 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成19年12月18日

京都市長 榎本頼兼

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
上賀茂緯72号 線	北区上賀茂狭間町22番地の6地先から 同町24番地地先まで	旧	メートル 34.00	メートル 3.10 ~ 4.90
		新	34.00	3.64 ~ 6.00
東紫野緯53号 線	北区紫野下門前町17番地の5地先から 同町17番地の1地先まで	旧	33.20	2.10 ~ 4.00
		新	29.20	3.20 ~ 4.04

(建設局土木管理部道路明示課)